

消費者庁入札等監視委員会 第22回会議 議事概要

開催日及び場所	令和8年 1月 19日（月） 消費者庁 7-4会議室
委 員	井手 秀樹（慶應義塾大学名誉教授） 石川 純子（消費者力支援研究所理事長） 竹内 啓博（公認会計士）
議 事	○インターネット等における景品表示法の被疑広告の監視業務 令和7年度インターネットにおけるデジタル広告の監視業務 ○Google マップのクチコミ欄のデータ収集業務 ○消費者庁の情報セキュリティ対策等に係る支援業務 ○令和7年度食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量に関する調査業務 ○差止請求制度に係る新分野・手法等検証事業【事業区分1～9】 ○総合評価落札方式における一括応札の改善について

○案件詳細	
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：インターネット等における景品表示法の被疑広告の監視業務 契約相手：株式会社ジールコミュニケーションズ 契約金額：1,782,000円 契約日：令和7年4月1日 担当課：表示対策課 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施したもの。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：令和7年度インターネットにおけるデジタル広告の監視業務 契約相手：ポールトゥワイン株式会社 契約金額：12,030,700円 契約日：令和7年4月1日 担当課：表示対策課 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施したもの。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：Google マップのクチコミ欄のデータ収集業務 契約相手：株式会社S o l a f u n e 契約金額：324,500円 契約日：令和7年7月4日 担当課：表示対策課 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施したもの。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：消費者庁の情報セキュリティ対策等に係る支援業務 契約相手：株式会社I Tグローバルプレイン 契約金額：3,278,000円

	<p>契 約 日：令和 7 年 6 月 27 日</p> <p>担 当 課：デジタル・業務改革推進室</p> <p>説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施したもの。</p>
【競争入札】 総合評価落札方式	<p>契約件名：令和 7 年度食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量に関する調査業務</p> <p>契約相手：三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社</p> <p>契約金額：2,860,000円</p> <p>契 約 日：令和 7 年 4 月 1 日</p> <p>担 当 課：消費者教育推進課</p> <p>説明内容：一般競争入札（総合評価）を実施し、1者応札となったもの。</p>
【競争入札】 総合評価落札方式 【随意契約】 不落	<p>契約件名：差止請求制度に係る新分野・手法等検証事業【事業区分 1～9】</p> <p>契約相手：特定非営利活動法人消費者市民サポートちば ほか 8 者</p> <p>契約金額：5,233,800円 ほか</p> <p>契 約 日：令和 7 年 6 月 13 日 ほか</p> <p>担 当 課：消費者制度課</p> <p>説明内容：一般競争入札（総合評価）を実施したもののほか</p>
委員からの意見・質問 それに対する回答等	別紙のとおり

別紙

<p>1. インターネット等における景品表示法の被疑広告の監視業務 令和7年度インターネットにおけるデジタル広告の監視業務</p>	
(インターネット等における景品表示法の被疑広告の監視業務について) 予定価格と契約金額に乖離がある理由如何。	低入札価格ヒアリングにおいて落札者は既存設備・技術の転用、少人数による複数案件並行等により低廉化が可能であったと説明を受けている。
2つの事業に価格差があるが、対象・工数の違い如何。	監視業務という点では一致しているが、業務の内容については異なっており重複はしていない。インターネット等における景品表示法の被疑広告の監視業務については、法的措置を見据えて表示対策課が指定したサイトの証拠収集業務を目的としている。 一方、令和7年度インターネットにおけるデジタル広告の監視業務については、表示対策課が指定するキーワードを含むサイトの中から不特定多数の広告について景品表示法に違反するおそれのあると考えられる広告の抽出及び改善指導文の発送を目的としている。
2つの事業の内容や差異について入札参加者に伝わるよう工夫をしていただきたい。	
AI活用が進むと監視対象が広がっても実コストが変わらない可能性がある。工数等を含め適正な価格を予定価格に反映できるよう情報収集を行い、考え方を見直していただきたい。	
(インターネット等における景品表示法の被疑広告の監視業務について) 落札業者は事前の参考見積書の提出がなく入札に参加したが、履行可能性は担保できるのか。	適合証明書提出時において、同種業務の実績等の入札参加要件を満たしていることを確認しているため、問題ないと認識している。
(インターネット等における景品表示法の被疑広告の監視業務について) 適合証明書で求める入札参加要件について必要以上に入札参加の幅を狭めていないか。	表示対策課において他の調達についても適合証明書を要件としているが、複数者の参加があり入札参加の幅を狭めていないと認識している。
<p>2. Google マップのクチコミ欄のデータ収集業務</p>	
落札率が低いのは、事業者側がAI等の技術革新により消費者庁が認識する額より安価に実施できる状況になってきている可能性があるため、消費者庁側の認識を改める必	

要がある。	
落札業者の統一参加資格がDとなっているが、問題なく実施できているのであれば、事業者の工夫内容を次回の仕様に活かしていただきたい。	
過去の実績を要件とする適合証明書は必要性や新規参入者の参入障壁となっていないか。	本入札においては6者参加しており、競争性が担保されていると認識している。
<b>3. 消費者庁の情報セキュリティ対策等に係る支援業務</b>	
桁が違う事業者の見積書を徴収した理由如何。	過去にも見積書を徴収した事業者だったため、今回も徴収したが、見積額は適正ではないと判断したため、事業における適正価格算定の参考とはしなかった。
桁が違う見積書を出した事業者は内容を誤認しているのではないか。ヒアリングはしなかったのか。	ヒアリングは行っていないが、質や工数等、事業者側の都合と認識している。
仕様書に監査の質について要求水準を明記するべき。	
予定価格の適正性が担保されないと予定価格の意味をなさないので、引き続き適正な算定を求む。	
<b>4. 令和7年度食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量に関する調査業務</b>	
食品ロス量の公表主体はどこか。	事業系の食品ロス量は農林水産省、家庭系の食品ロス量は環境省。それらを横串で消費者庁が取りまとめ公表している。
同じ事業者が3年連続落札している理由如何。	仕様書については、計算式を消費者庁が提供するため、どの事業者でも対応可能と認識。ただしデータ所在の把握等で既受託者が工数優位と誤解され応札が伸びにくいのではないかと思料。今後は対応可能な事業者に声掛けを行っていきたい。
公表データがあり計算式も消費者庁が提供するのであれば、大学等でも低額で実施可能ではないか。声掛けについては、大学の研究者にも声をかけてみてもよいと思う。	
<b>5. 差止請求制度に係る新分野・手法等検証事業【事業区分1～9】</b>	
参考見積書の取得先や契約相手先が適格消費者団体に偏ることで、評価の客観性をどう	本事業は適格消費者団体にしかできない要件としていないため、コンサル業者や研究機関等

う担保するのか。	も実施できると認識している。
今年度限りの調達なのか。	今年度の成果も踏まえて、次年度も実施を検討する予定である。
(事業区分1について) 新分野は食品に限定しているのか。	特定分野に限定はしていない。事業者側から「何を検証したいか」を提案させ、内容に基づいて実施している。

#### 6. 総合評価落札方式における一者応札の改善について

	一者応札の際に入札説明書取得事業者にヒアリングを行ったところ、不参加の理由として「人員・体制」が多い。調達の時期が重複する場合、参加が困難になるケースもあるため、次年度については、担当課室と調整しながら履行期間の十分な確保や調達時期をずらすなどの対応を行っていきたい。
総合評価方式が新規事業者の参入障壁となるよう注意が必要。また、従来から総合評価方式だから総合評価方式とはせずに実施する際は、真に必要性を確認し、実施する際は案件ごとに検討するべきである。	一者応札が続かないように対応を行ったうえで、更に一者応札となってしまった場合は、最低価格に変更することも検討したい。